

北谷町立桑江中学校 P T A 表彰規定

- 第 1 条 この規定は、桑江中学校 P T A の目的遂行のために尽力し、学校教育 P T A 活動に貢献顕著なものに対し表彰を行う場合の規定として定める。
- 第 2 条 下記事項に該当する場合は、表彰状又は感謝状を贈呈するものとする。
- 1 . 本会役員として 2 年以上つとめ、その功績顕著と認められるもの。
 - 2 . 本会代議委員として 3 年以上継続し、その功績顕著と認められるもの。
(但し、出席率 70% 以上の者とする)
 - 3 . P T A 会員及び会員以外の者で本校教育並びに P T A 活動のために
貢献し、その実績顕著と認められるもの。
- 第 3 条 本校規定による表彰の時期は毎年総会で行うものとする。
前条 1 項、2 項に該当する者の表彰は、その職責を退く年度に行うこと
を原則とする。
- 第 4 条 この規定による表彰該当者は、執行委員会で選考し、代議委員会の承認を
受けるものとする。

附則

この規定は昭和 5 6 年 5 月 3 0 日に制定し、昭和 5 6 年 4 月 1 日より
遡及して適用する。

桑江中学校学校車購入管理特別会計規則

第1条 本校における教育活動に資する観点から、学校車購入資金及び学校車管理経費に充てることを目的として、会則第41条に基づき「学校車購入管理特別会計」を設置する。

第2条 第1条に定める学校車管理経費とは、「税金」、「保険加入費」、「修繕費」等管理に係る費用のうち、公費からの支出がない費用とする。
なお、「燃料費」等学校車の使用に伴う費用については、本会計の支出対象としない。

第3条 本会計は、第1条に定める目的のほか流用してはならない。
但し、総会における承認を得て、一般会計に対し一定期間貸し出しする場合は、その限りではない。

第4条 本会計の経費は、「学校車購入管理積立会費」（以下「積立会費」と略す。）及びその他の収入をもって充てる。
「積立会費」として、会員1世帯あたり年額1,200円を徴収する。

第5条 本会計により学校車を購入しようとするときは、総会において承認を得るものとする。

第6条 本会計の会計年度、会計帳簿、会計監査及び規則の改廃に係る取り扱いについては、一般会計に準じる。

第7条 本会計の改廃については、総会において議決する。

附則

- 1.この規則は平成28年4月17日に制定し、平成28年年4月17日より適用する。
- 2.この規則は令和3年4月25日に制定し、令和3年4月25日より適用する。

桑江中学校 P T A 書記・会計規定

第 1 条 この規定は桑江中学校 P T A 会則第 5 章及び第 8 章第 4 2 条について必要な事項を設ける。

第 2 条 選任及び承認

- (1) 書記・会計は校区内に在住する者の中から、会長が選任し三役会の承認を得る。
- (2) 委託契約の祭は、保証人を 1 人連盟の上、契約書を締結する。
- (3) 契約期間は 1 年とする。但し、更新することができる。
- (4) 契約を破棄する場合は一月前に P T A 会長に申し出る

第 3 条 勤務及び業務内容

- (1) 書記・会計の日常の勤務は、学校長の管理下で勤務する。
- (2) 書記・会計の勤務時間は、木曜日、土曜日、日曜日、祝日を除き午前 1 0 時より午後 4 時 1 5 分までとする。勤務時間の超過は会長及び事務局長の許可を得て別の日に充てることができる。
- (3) 休日は、学校の職員に準ずる。
- (4) P T A の集会及び行事があるときは、勤務時間又は勤務を必要としない日（木曜日、土曜日、日曜日、祝日を含む）においても会長、事務局長の指示により勤務しなければならない。
- (5) 有給休暇は、1 年について 1 2 日、特別休暇は学校の職員に準ずる。
- (6) 前条以上の休暇を必要するとき、代理人を充てなければならない。代理人の報酬は、本人が支弁するものとする。
- (7) 書記・会計は、事務局長の指示に基づいて、次の業務を行う。
 - ① 会議及び活動の記録保管。
 - ② 学校徴収金の徴収。
 - ③ 諸帳簿の整理整頓。
 - ④ 会計事務。
 - ④ 諸帳簿の整理保管。
 - ⑥ その他 P T A に関すること。

第 4 条 給与及び手当

- (1) 給与は事務委託料として、月額 85,000 円を毎月 25 日に支給するものとする。又、交通費として年額 36,000 円を支給する。
- (2) 上記以外に次のものを支給する。
賞与として夏季を 40,000 円、冬季を 39,000 円支給する。

附則 この規程は平成 3 1 年 4 月 2 1 日に制定し、平成 3 1 年 4 月 1 日より遡及して適用する。

桑江中学校派遣費支給規程

(趣旨)

- 第1条 この規程は、桑江中学校PTA会員（以下、「会員」とする）及び会員の子どもが体育・文化活動及び交流活動等において県外大会及び県内離島大会に派遣される場合に支給する派遣費について規程するものとする。

(派遣費)

- 第2条 派遣費は、会員及び会員の子どもが体育・文化活動及び交流活動等において、市町村又は県代表になったことに対して、その榮譽を称えて送る祝い金である。

(支給対象事業)

- 第3条 派遣費は、次のいずれかに該当する場合に支給する。
- (1) 中体連・中文連・吹奏楽連盟
 - (2) その他PTA会長が認める場合

(支給対象者)

- 第4条 支給対象者及び支給手続きは次のとおりとする。
- (1) 桑江中学校PTA派遣費（以下「派遣費」）は、会員及び会員の子どもで桑江中学校に在籍する生徒を支給対象とする。会員の子であっても、他校に在籍する場合は支給対象としない。
 - (2) 支給対象者は、PTA会費を納入している会員及び会員の子どもとする。
 - (3) 支給は会員又は会員の子どもである生徒から所定の用紙により支給の申請によって行う。

(支給額等)

- 第5条 支給額及び支給回数は次のとおりとする。
- (1) 個人5千円、団体3万円とする。
但し、団体については、桑江中学校の部活に限定する。
 - (2) 支給の回数
派遣費の支給回数は、一人につき年度2回までとする。ただし、派遣費を支給された九州大会等で優秀な成績を上げ、全国大会に派遣される場合は、この限りでない。

(その他)

- 第6条 上記に規程がない状況が生じた場合は、三役委員長会で協議して決定する。

- 附則 この規程は平成31年4月21日に制定し、平成31年4月1日より遡及して適用する。

桑江中学校 P T A 会長 殿

私は別紙のとおり、大会に出場することにしましたので、
派遣費を申請します。

年 月 日

桑江中学校

年 組 番

生徒氏名 _____

P T A 会員氏名 _____ 印

担当教員

_____ 印

参加大会について

年 月 開催

開催地 _____

大会名 _____

添付資料

☐ _____